

創業支援資金の比較

区分	世田谷区	東京都	日本政策金融公庫
制度名	創業支援資金	創業融資	①新規開業資金 ②新創業融資制度（無担保無保証人）
主な利用要件	世田谷区内で創業前 または創業後1年未満 (11～12頁参照)	(創業前) 事業を営んでいない個人が 都内で 個人で1か月 法人で2か月以内創業 (創業後) 東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	①新たに事業を始める方、または事 業開始後おおむね7年以内の方 ②新たに事業を始める方、または事 業開始後税務申告を2期終えてい ない方
資金使途	運転・設備		
融資額	2,000万円以内	3,500万円以内	①7,200万円以内 うち運転資金4,800万円以内 ②3,000万円以内 うち運転資金1,500万円以内
自己資金	必要	東京信用保証協会に、 お問い合わせください。(※1)	①日本政策金融公庫渋谷支店までお 問い合わせください。(※2) ②必要（一定の要件を満たせば不要※3）
負担金利	0.2%	同上	日本政策金融公庫渋谷支店までお問 い合わせ下さい。
返済期間 (据置期間)	7年（1年）以内	運転 7年（1年）以内 設備 10年（1年）以内	運転 7年（2年以内） 設備 20年（2年以内）
信用保証	必要 (保証料補助1/2有※4) 10頁参照	必要 (保証料補助1/2有)	不要
融資可否判明 にかかる期間	約3か月	約1か月～2か月	面談から約1カ月

※1〈お問い合わせ〉東京信用保証協会 渋谷支店 電話 03-5468-0135

※2〈お問い合わせ〉日本政策金融公庫 渋谷支店 電話 0570-031-502

※3 優遇を受けるためには産業競争力強化法に規定する特定創業支援等事業により支援を受け、区市町村長の証明を受けていること等が必要です。

※4 責任共有制度の有無により、保証料補助の適用がある場合があります。

特定創業支援等事業

世田谷区が、産業競争力強化法に基づき国から認定を受けた創業支援等事業計画のうち、創業予定の方又は創業後5年未満の方を対象とした、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識が身につく継続的な相談、セミナー等を**特定創業支援等事業**といいます。

※公社では、特定創業支援等事業として「ワンストップ相談窓口」、「創業セミナー」を行っています。

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止することがあります。

受講後に受講者が証明書の発行を区に申請し、その証明書を各機関に提出することで優遇措置を受けることができます。



【優遇措置例】

・国・東京都の創業に関する各種補助金申請

・株式・合名・合資・合同会社設立時の登記にかかる登録免許税の軽減

世田谷区内で設立する株式会社又は合同会社は登記にかかる登録免許税が資本金の0.7%→0.35%に軽減（最低税額は株式会社の場合15万円→7.5万円、合同会社の場合6万円→3万円に軽減）合名会社又は合資会社は1件につき、6万円→3万円に軽減

証明書申請に関するお問い合わせ

世田谷区 経済産業部 産業連携交流推進課 電話 03-3411-6653